

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月及び同年5月

ねんきん特別便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。20歳になった時点で加入手続を行い、その後、厚生年金に加入するまで、送られてきた納付書を使って保険料を全て納付してきた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金印紙検認票により、申立人は、申立期間直前の昭和49年4月から51年3月までの保険料を現年度納付している事実が確認できることから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私は、申立期間を含む28か月分の国民年金保険料を、昭和50年12月27日に特例納付した領収書を所持している。同領収書には、国民年金保険料の納付期間の記載が無いため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、平成21年6月になって、特例納付した28か月分のうち、昭和48年4月から同年6月までについては、第2回特例納付（昭和48年法附則第18条）では納付することができないことを理由に、当該期間の保険料の還付請求書が送付されてきた。

このため、申立期間の国民年金保険料が還付され、保険料を納付していない記録となることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「国民年金保険料納付書・領収証書」（以下「領収証書」という。）により、国民年金法附則第18条により、申立人が28か月分の保険料を、昭和50年12月27日に特例納付したことは確認できるが、領収証書には、具体的な納付対象期間の記載は無い。

一方、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立期間直前の昭和46年3月から48年3月までの25か月について特例納付されたことが確認できることから、残りの3か月分の保険料については、申立人の唯一の未納期間であり、期間も同じ3か月である申立期間の保険料として納付されたものとするのが妥当である。

また、上記附則第18条により特例納付が可能な国民年金保険料は、昭和48年3月分までであり、本来、申立期間の保険料については、時効により納

付することはできないはずであったが、領収証書と上記特殊台帳との納付期間の相違及びその時点での申立人の未納期間が申立期間を含む 28 か月であったことから判断すると、申立人には、納付することができない期間である申立期間を含む 28 か月分の納付書が発行されたと考えざるを得ず、納付書の発行に係る事務処理に瑕疵^{かし}があり、申立人はそれに基づいて申立期間を含む 46 年 3 月から 48 年 6 月まで (28 か月) の保険料を納付したものと思料していたと推認される。

さらに、本来、申立期間の国民年金保険料は、第 2 回特例納付により納付することができず、平成 21 年 6 月の時点まで還付の手続が行われた事実は確認できないことから、申立人が、当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われたことは明らかであり、特例納付できないことを理由として、申立期間の保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係るA社における標準報酬月額について、平成12年5月は38万円、同年7月から同年10月までは38万円、同年11月から13年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は24万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は34万円、14年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月から同年6月までは32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から15年3月までは32万円、同年4月は22万円、同年6月は26万円、同年7月から16年2月までは32万円、同年3月は28万円、同年4月は32万円、同年5月は28万円、同年6月は10万4,000円、同年7月から17年5月までは30万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月及び18年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は24万円、同年5月は18万円、同年6月は32万円、同年7月は22万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月から19年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は26万円、20年1月は28万円、同年2月及び同年3月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から20年4月28日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成12年5月1日から20年4月28日までの期間の標準報酬月額が、給与明

細書の給与額に見合う標準報酬月額より低くなっていることが判明した。申立期間当時は役員だったが経理には関わっていないため、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成12年11月から13年8月までの期間、同年10月から14年3月までの期間、同年7月から15年4月までの期間、同年6月及び同年7月、同年10月から16年7月までの期間、同年9月、17年5月から20年2月までの期間について、申立人から提出されたA社の給与明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額に見合う保険料額（標準報酬月額41万円から32万円相当）が控除され、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額の給与（標準報酬月額41万円から10万4,000円相当）が支給されていることが確認できる。

また、給与明細書が無い平成12年5月及び同年7月から同年10月までの期間については、平成12年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、標準報酬月額38万円に相当する給与が支給されていたものと推認できる。

さらに、給与明細書が無い平成14年4月から同年6月までの期間、15年8月及び同年9月、16年8月、同年10月から17年4月までの期間、20年3月については、その前後の月に係る給与明細書の厚生年金保険料控除額及び給与支給額から、標準報酬月額41万円から32万円に相当する保険料が控除され、標準報酬月額32万円から30万円に相当する給与が支給されていたものと推認できる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成12年5月は38万円、同年7月から同年10月までは38万円、同年11月から13年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は24万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は34万円、14年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月から同年6月までは32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から15年3月までは32万円、同年4月は22万円、同年6月は26万円、同年7月から16年2月までは32万円、同年3月は28万円、同年4月は32万円、同年5月は

28万円、同年6月は10万4,000円、同年7月から17年5月までは30万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月及び18年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は24万円、同年5月は18万円、同年6月は32万円、同年7月は22万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月から19年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は26万円、20年1月は28万円、同年2月及び同年3月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された給与明細書等の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認及び推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成12年6月、13年9月、15年5月については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（平成12年6月及び13年9月は3万5,567円、15年5月は2万1,728円）に見合う標準報酬月額（平成12年6月及び13年9月は41万円、15年5月は32万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成12年6月は34万円、13年9月は20万円、15年5月は9万8,000円）よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（平成12年6月は29万7,000円、13年9月は15万円、15年5月は7万5,000円）に見合う標準報酬月額（平成12年6月は30万円、13年9月は15万円、15年5月は9万8,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係るA社における標準報酬月額については、当該期間のうち平成18年4月から同年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は19万円、19年1月から同年3月までは22万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月は24万円、同年8月は24万円、に訂正することが必要である。

申立人の、申立期間②に係るB社における標準報酬月額については、当該期間のうち平成20年6月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から20年4月1日まで
② 平成20年4月1日から同年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、給与明細書の給与額に見合う標準報酬月額より低くなっていることが判明した。納得できないので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 法人登記簿の記録によると申立事業所であるA社及びB社については、同一事業主が経営する事業所であったことが確認できる上、オンライン記録においてA社は平成20年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立人の主張などから判断するとA社の事業はB社に経営を統合されていることが推認される。

申立期間①及び②のうち、平成18年4月から19年6月までの期間、同年8月、20年6月から同年8月までの期間について、申立人から提出されたA社及びB社の給与明細書、B社から提出された賃金台帳の控えにより、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額に見合う保険料額が控除され、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額の給与が支給されていることが確認できる。

また、A社に係る申立人についての、平成18年4月1日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同年9月1日付けの報酬月額算定基礎届、19年7月1日付けの報酬月額変更届、20年4月1日付けの資格喪失届、B社に係る申立人についての、同年4月1日付けの資格取得届、同年9月1日及び21年9月1日付けの報酬月額算定基礎届の各届書の控えにより、申立人の標準報酬月額については、オンライン記録どおりの届出が事業主により行われていることが確認できる。

したがって、A社に係る申立期間①及びB社に係る申立期間②の標準報酬月額については、前述の給与明細書又は賃金台帳の控えにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年4月から同年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は19万円、19年1月から同年3月までは22万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月は24万円、同年8月は24万円、20年6月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時の事務担当者の手続誤りにより、実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしており、上記のA社及びB社に係る前述の資格取得届等の控えから、申立人の標準報酬月額については、オンライン記録どおりの届出が事業主により行われていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①及び②のうち、平成19年7月、同年9月から20年5月までの期間については、給与明細書又は賃金台帳の控えに記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額

よりも高額であるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月29日から同年8月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成元年7月29日から同年8月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、平成元年7月31日まで間違いなくA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の「退職証明書」及び「在職期間証明書」により、申立人が昭和58年6月1日から平成元年7月31日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人は平成元年7月31日まで同社に勤務していたので、申立期間についても継続して厚生年金保険に加入させており、給与から保険料を控除したはずである旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成7年6月のオンライン記録により、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は申立人について被保険者の資格喪失日を社会保険事務所（当時）に誤って届け出た旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から61年3月まで
ねんきん特別便が届き、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。結婚する前に加入手続きを行い、結婚後も続けて保険料を納付してきた。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市区町村役場（当時）の窓口において、申立人又はその父が一括（前納）で納付したと主張しているが、申立期間は39か月と長期間であり、申立人の住所に異動履歴が無く、仮に、申立人の主張どおり納付が行われた場合、B市区町村又はC社会保険事務所（当時）が複数回（前納は、各年度の納付となるため）にわたり申立人の納付記録を消失したことになり、このように行政側の^{かし}瑕疵が連続して発生するとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 58 年 6 月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和 55 年 6 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。
私が 20 歳になった昭和 55 年*月頃に、私の母が A 市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。
このため、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の大半について、学生であったことによる国民年金の任意加入期間であり、申立人が所持する年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者となった日が「昭和 60 年 3 月 1 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間においては国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 55 年*月頃に、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 6 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 60 年 6 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

年金事務所に国民年金の加入記録を照会したところ、昭和 58 年 4 月から 60 年 6 月までの保険料の納付記録が確認できず、61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料が未納とされていた。両申立期間の保険料については、結婚を機に A 市区町村役場（当時）において、一度にまとめて納付したはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の国民年金保険料については、結婚する少し前に、B 市区町村において、一度にまとめて納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 61 年 4 月 18 日であることが確認でき、事実、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同日となっていることから、申立人は、申立期間①については、国民年金被保険者資格を有しておらず、納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、戸籍の附票によれば、平成元年 5 月 15 日に C 市区町村に転居しており、申立人の直後の国民年金手帳記号番号の被保険者が平成元年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失して、同日に国民年金被保険者資格を取得していることから、申立人は、C 市区町村において、同年 5 月 15 日から同年 6 月 1 日までの間に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、昭和 62 年 4 月から元年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したものの、申立期間②については、時効により保険料を納付す

ることができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月から48年1月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和39年5月から48年1月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。
申立期間については、昭和39年6月の婚姻後、夫が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の大半については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和39年6月）による任意加入期間であったため、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年3月まで
年金事務所に国民年金の加入記録を照会したところ、昭和59年4月から61年3月までの保険料が未納となっていた。57年11月頃、自分で国民年金に加入し、申立期間の保険料については、私の父が、家族の分と一緒に納税組合を通じて納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親及び昭和60年*月に20歳になった申立人の弟の分と一緒に、申立人の父が、納税組合を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿により、申立人の弟は、20歳到達により国民年金被保険者資格を取得した昭和60年*月から、申立期間の最終月となる61年3月までの保険料が未納であることが確認できることから、申立人の主張は不自然である。

また、オンライン記録により、申立人及び申立人の弟は、昭和61年4月以降の国民年金保険料を現年度納付しているところ、62年7月6日に過年度保険料に係る納付書が発行されていることが確認できることから、この時点で、少なくとも申立期間の一部については保険料が未納であったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料は納税組合を通じて納付し、後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料が過年度納付された事情は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から54年3月までの期間及び57年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から54年3月まで
② 昭和57年4月から同年9月まで

年金事務所で確認したところ、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①については、昭和49年又は50年頃に、A市区町村役場において2回にわたり国民年金保険料をそれぞれ60万円及び120万円納付し、その後は2か月ごとに保険料を納付していたはずであり、申立期間②についても、妻が保険料を納付したはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和49年又は50年頃に、2回にわたり国民年金保険料をまとめて納付し、その後は2か月ごとに納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より若い番号の被保険者が54年8月21日に厚生年金保険の資格を喪失して、同日に国民年金の資格を取得していることから、同日以降であると考えられ、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和54年8月以降において、第3回特例納付により申立期間①の保険料を納付することは可能であるが、申立人が、申立期間①の大半の保険料として、2回にわたりまとめて納付したと主張している合計金額180万円は、仮に、申立人が申立期間①の保険料を第3回特例納付により納付した場合の納付金額と大きく相違している。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻についても、同期間の保険料が未納となっている。

加えて、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から61年1月まで
年金事務所に国民年金の加入記録を照会したところ、昭和56年4月から61年1月までの国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。私の母が、56年4月から57年4月頃までの間に、A市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、両親の分と一緒に納税組合を通じて納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、昭和56年4月から57年4月頃までの間に、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、両親の分と一緒に納税組合を通じて納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から63年4月以降と考えられ、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することはできない。

また、仮に、申立人が主張するとおり、申立期間当時、B市区町村で国民年金の加入手続を行ったとすれば、B市区町村を管轄するC社会保険事務所(当時)において払い出される国民年金手帳記号は「*」となるが、申立人には、D社会保険事務所(当時)において払い出された現在の基礎年金番号である「*」以外の国民年金手帳記号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、納税組合を通じて納付していたと主張しているが、申立人自身は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月から61年3月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料について納付事実が確認できなかった。元夫の転職に伴いA市区町村に転居し、同役場において国民年金の住所変更手続を行った。保険料は口座振替にしており、元夫も保険料が引き落とされていた事実を覚えている。

このため、申立期間の国民年金保険料について納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳により、申立人は、B市区町村役場において、昭和57年9月23日付けの住所変更手続きを行った事実が確認できるものの、同年10月3日付けで資格喪失の手続が行われていることも確認でき、被保険者名簿及びオンライン記録の記載内容と年金手帳の内容とが一致していることから、申立人は、申立期間については国民年金被保険者資格を有していなかったため、納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 12 月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和 57 年 7 月から 61 年 12 月までの期間の国民年金保険料について、納付事実が確認できなかった。
私は、A 社を退社後 2 年くらいたってから、B 市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、その時に、窓口で、保険料約 27 万円を現金で納付した。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成元年 8 月 26 日であることから、同年同月以降と考えられる上、申立人が所持する年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者となった日が「昭和 63 年 2 月 1 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間においては国民年金被保険者資格を有しておらず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和 59 年 7 月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料約 27 万円を一括して納付したと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおりだとすれば、その時点で納付可能である 57 年 7 月から 60 年 3 月までの保険料の総額は 19 万 1,580 円であり、申立人が主張する納付額と大きく相違する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から53年8月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和50年1月から53年8月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。
申立期間については、私の父が、国民年金の加入手続を行い、私の母が、当時集金に来ていた区長さんに保険料を納めていた。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日が「昭和53年9月7日」と記載されており、国民年金被保険者台帳管理簿及び申立人が所持する国民年金保険料領収書には、昭和53年9月分の保険料に係る「昭和53年9月7日」の領収印が確認できることから、申立人が国民年金に加入した時期は同日と考えられ、申立期間は、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の母も保険料を集金にきた区長さんに納めたことのみを記憶しか無いため、申立期間当時の具体的な情報が得られない。

さらに、申立人の母は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを

うかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 60 年 12 月までの期間及び 61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月から 60 年 12 月まで
② 昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月まで

年金事務所に年金加入記録を照会したところ、昭和 53 年 5 月から 60 年 12 月までの期間及び 61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、53 年 6 月頃、A 市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、各申立期間の保険料については、同市区町村役場及び B 市区町村役場の窓口で夫婦二人分を納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 6 月頃、A 市区町村役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同市区町村を管轄する C 社会保険事務所(当時)において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には、D 社会保険事務所(当時)において払い出された現在の基礎年金番号である「*」以外の国民年金手帳記号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 62 年 10 月 16 日であることから、同年同月以降と考えられ、申立期間①の大半については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が、両申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、平成 11 年 5 月 31 日付けで、厚生年金保険被保険者資格が記録追加されるまでは、両申立期間の保険料が全て未納であったと考

えられる。

さらに、申立人は、両申立期間の国民年金保険料については、A市区町村役場及びB市区町村役場の窓口で納付期限ごとに納付し、後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間②の保険料が過年度納付された事情は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和48年4月から同年6月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間については、元義父が国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて家族全員分の保険料を納付してくれていたはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和50年12月15日以降であると考えられ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、申立人は、申立期間①の直前である48年3月の保険料を第2回特例納付制度を利用して納付していることが確認できるものの、同制度は、48年3月までの保険料について納付可能であったことから、申立期間①については、時効により保険料を納付することはできない。

また、両申立期間について、申立人は、申立人の元義父が家族全員分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、両申立期間の保険料について、申立人の元夫も保険料が未納となっている。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、両申立期間当時の具体的な状況が不明である。

加えて、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から6年5月まで
ねんきん定期便を確認したところ、平成3年6月から6年5月までの国民年金保険料が未納となっていた。

私は、平成8年8月30日に国民年金保険料の未納分(22か月)をA市区町村役場に支払いに行き、その時に「未納はいつまで遡れるか」と聞いたところ、5年と言われたので、3年分の保険料(当時の保険料1万2,300円×36月)のメモを担当者からもらって帰り、8年9月10日に、A市区町村役場で、44万2,800円を現金で支払った。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年9月10日に、A市区町村役場で、申立期間の国民年金保険料を一括して支払ったと主張しているが、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、44万2,800円(月額1万2,300円×36月)を現金で支払ったと主張しているが、月額1万2,300円は、平成8年度の保険料額であり、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 20 日から 38 年 8 月 31 日まで
年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているが、受給した記憶が無く、同社に係る期間のみ脱退手当金を受給するはずが無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の受給については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月半後の昭和38年11月15日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定がなされ、実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A社に係る被保険者名簿において、整理番号が申立人の前後50番以内かつ申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に脱退手当金の受給要件を満たし厚生年金保険被保険者資格を喪失した21人（同社が厚生年金保険適用事業所でなくなった昭和40年4月1日に資格喪失し、同日付で他の事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した者を除く。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含めて13人であり、うち申立人を含む11人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、自身の9つの事業所における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間のみ脱退手当金の支給記録があるのは不自然であると主張しているが、申立人には7つの厚生年金保険被保険者記号番号（以下「被保険者記号番号」という。）が払い出されており、個々の被保険者記号番号ごとでは、

申立期間以外に厚生年金保険被保険者資格喪失時において、脱退手当金受給資格を満たす24か月の期間を有するものは無く、申立期間のみ、脱退手当金を受給したことに不自然さはいかたがえない。

加えて、昭和40年4月1日にA社を合併したB社には、関連資料等が保存されておらず、当時の事情が不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 8 日から 32 年 3 月 5 日まで
② 昭和 33 年 4 月 30 日から 37 年 1 月 9 日まで

私は、A社を退職後に、脱退手当金を受給したこととなっているが、そのような記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和37年3月19日に、両申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立てに係る脱退手当金支給決定後の昭和38年1月15日から42年4月26日まで勤務していた3事業所に係る脱退手当金を同年9月1日に受給しており、申立てに係る脱退手当金を受給したことに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1611

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月 1 日から平成元年 5 月 1 日まで
② 平成元年 5 月 9 日から 2 年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、C市区町村にあるA社に昭和61年6月から勤務していたが、同社本社(D都道府県)において、厚生年金保険の被保険者資格を平成元年5月1日に取得しており、また、同社が移転することを聞いて同社を退職後、元年5月9日からB社に勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が2年5月1日となっていることから、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は、A社本社(D都道府県)及び同社E工場のいずれにおいても確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、オンライン記録によると昭和63年5月にA社E工場において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者から、申立人は、自身が入社した同年5月当時は同社に勤務しておらず、申立人の同社における雇用形態はパート勤務であり、厚生年金保険には未加入であったと記憶しているとする証言が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた、申立期間①当時にA社E工場の経理事務を担当していたとする者から、自身の雇用形態はパート勤務であり、厚生年金保険には未加入であったこと、及び申立人も自身と同様にパート勤務であったことについて証言が得られたところ、オンライン記録により、当該経理事務担当者の申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、A社に照会したところ、申立期間①に係る資料は残存していない

ため申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入に係る取扱いについては確認できない旨の回答が得られたほか、当時のA社の事業主、社会保険事務担当者である事業主の妻及び同社の役員は、いずれも、既に他界しているか連絡先が不明であり、照会することができない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、当時、B社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき連絡先が判明した者のうち一人から、申立人は、同社に勤務していた記憶がある旨の証言が得られた。

一方、申立人の同社における雇用保険の加入記録は、平成2年5月1日から同年6月23日までの期間となっており、申立期間②に係る加入記録は確認できない。

また、B社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会し、7人から回答が得られたものの、いずれも、申立人の勤務期間、勤務形態及び社会保険の加入状況等については分からない旨の回答であり、申立人の勤務状況等に関する具体的な証言が得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚について、オンライン記録により調査したが、B社において、該当する者が見当たらない。

加えて、B社に照会したところ、申立期間②に係る資料は残存していないため申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入に係る取扱いについては確認できないが、同社に長年勤務した従業員から、申立人は、短期間の勤務であったと記憶しているとの話を聞いているとする回答が得られた。

3 このほか、両申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1612

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月から 37 年 5 月まで
② 昭和 37 年 5 月から 38 年 10 月まで
③ 昭和 46 年 3 月から 53 年 10 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び③、B社に勤務していた申立期間②について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

各申立期間については、それぞれ勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、A社の当時の事業主に照会したところ、申立人は両申立期間の一部において勤務していたとの回答が得られたが、社会保険関係資料が保存されておらず、当時の事情について確認できない。

また、両申立期間当時、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者、申立人が名前を挙げた同僚で連絡先が判明した者及び当時の事務担当者計 14 人に照会したものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等について具体的な証言は得られなかった。

さらに、両申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立期間③において、雇用保険の被保険者期間も確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立期間③の一部を含む昭和 51 年 4 月 1 日から 55 年 9 月 1 日までの期間について、申立人は国民年金に加入しており、免除記録が確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、申立事業所をB社としているが、オンライン記録ではC社が確認できる上、当該事業所に係る被保険者原票において、申立人が名前を挙げた同僚の氏名が確認できることなどから判断すると、当該事業所が申立てに係る事業所であると推認できるものの、適用事業所名簿において同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年5月1日であり、申立期間②においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社は、平成11年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の事業主も既に他界しているため、当時の事情について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人に照会したところ、申立人は申立期間②当時、C社に一時期勤務していたとの回答が得られたものの、勤務期間を特定することができない上、厚生年金保険の加入状況等について具体的証言は得られなかった。

3 このほか、全ての申立期間に厚生年金保険料を各事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月13日から同年10月1日まで
年金事務所で厚生年金保険の標準報酬月額について確認したところ、A社B支店から同社C支店に転勤した昭和36年2月13日から同年10月1日までの期間について、私の記憶する給与と標準報酬月額が相違することが判明した。

転勤の際に給与が下がることは納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡って訂正処理が行われた形跡は無く、不自然な事務処理もうかがえない。

また、A社に照会したところ、「社員票」（労働者名簿）（写し）が提出されたものの、申立人に係る給与のうち基本給しか記載されておらず、給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額については不明であるとの回答が得られた。

さらに、A社C支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が被保険者資格を取得した昭和36年2月13日に資格取得している者は他に7人おり、同社各支店及び同社C支店に係る事業所別被保険者名簿において、当該7人に係る厚生年金保険の被保険者記録は継続していることが確認できることから判断すると、当該7人は申立人と同様に同社各支店から同社C支店に異動していることが推認できるところ、そのうちの6人は、異動前の同社各支店における資格喪失時の標準報酬月額よりも異動後の同社C支店における資格取得時の標準報酬月額の方が低くなっている上、別の同僚1人から、時間外手当や職務等によって報酬月額は異なるので転勤の際に標準報酬月額が下がることはあり得るとの証言も得られた。

このほか、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月から28年11月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所の下請け業務を行っていた組に勤務していた昭和26年10月から28年11月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

組の名前は思い出せないが、昭和26年10月以降、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の事業所名を「組」とだけしか記憶していないため、厚生年金保険の適用事業所を特定することができず、事業主及び同僚の名前も記憶していないため、当時の事情を確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時、申立人が主張する所在地（C市区町村又はD市区町村）において、名称に「組」が含まれる事業所を検索したところ、業種の異なる事業所が1社確認できたが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間の被保険者資格記録は無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年頃から33年頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和32年頃から33年頃までの期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。

昭和32年頃から33年頃までA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録（以下「名簿等」という。）において確認できる厚生年金保険被保険者の資格喪失日などから判断すると、当該事業所は昭和36年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが推認されるものの、法人登記の記録において該当事業所を確認することができない。

また、名簿等によって申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる11人（事業主及び申立人が経理担当者として名前を挙げた事業主の妻を含む。）全員の所在が確認できず、当時の状況について確認できる証言を得ることができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 30 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 5 月 30 日から同年 7 月 30 日まで
③ 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 1 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 50 年 1 月 30 日から 51 年 8 月 2 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 41 年 8 月 30 日から 45 年 7 月 29 日までの期間のうち、41 年 8 月 30 日から 44 年 4 月 1 日までの期間及び 45 年 5 月 30 日から同年 7 月 30 日までの期間、B社に勤務していた同年 8 月 1 日から 46 年 8 月 1 日までの期間、C社に勤務した 48 年 1 月 1 日から 49 年 7 月 1 日までの期間、D社に勤務していた 50 年 1 月 30 日から 52 年 7 月 14 日までの期間のうち、50 年 1 月 30 日から 51 年 8 月 2 日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、上記期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社に照会したところ、当時の事業主は既に他界しており、資料も残存していないため、両申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨の回答が得られた。

また、申立人が申立期間①及び②当時の同僚として名前を挙げた者について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者の資格取得日が、当該同僚が勤務を開始したとする日と一致しない者が複数確認できる上、厚生年金保険の被保険者記録が確

認できない者も複数確認できることから判断すると、同社においては、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、必ずしも全ての勤務期間について従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者原票によると、申立期間①又は②に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認でき、連絡先の判明した12人に照会したところ、9人から回答があったが、申立期間①及び②における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入について、具体的な回答は得られなかった。

- 2 申立期間③について、適用事業所名簿及びオンライン記録により、申立人が勤務していたと主張する、E市区町村内のB社及び類似の名称を含む事業所を検索したが、同市区町村内に該当する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、法務局に照会したが、B社という名称及び類似の名称を含む会社、法人等は確認できなかった。

さらに、申立人は、当時社長と女性職員一人が勤務していたと主張しているが、名前を覚えていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認することができない。

- 3 申立期間④について、適用事業所名簿及びオンライン記録により、申立人が勤務していたと主張する、E市区町村内のC社及び類似の名称を含む事業所を検索したが、同市区町村内に該当する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、法務局に照会したが、C社という名称及び類似の名称を含む会社、法人等は確認できなかった。

さらに、申立人は事業主の名前を覚えていないため照会できないものの、同僚一人の名前を覚えていたため照会したところ、当該同僚は厚生年金保険に加入していなかったと証言しており、当該同僚について申立期間におけるC社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 4 申立期間⑤について、申立人は、D社に勤務していたとしているが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、その直後の昭和51年8月2日から52年7月31日までの期間であることが確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、前述の雇用保険の被保険者記録と概ね一致する昭和51年8月2日から52年7月15日までの期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人がD社の前身であったと主張するF社の事業主に照会したところ、F社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和52年9月26

日以前に、同社に勤務していた従業員については、同社の取引先であり、厚生年金保険の適用事業所であったD社において厚生年金保険の被保険者とする取り扱いをしており、申立人についてもそのような取扱いをしていたが、申立人をD社において厚生年金保険に加入させていた期間は、前述の被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者期間と一致している旨の回答が得られた。加えて、D社では、申立期間に係る資料が無く、当時の状況については不明としている。

また、申立人は、G社からF社、その後D社に社名が変更したと主張していることから、G社に照会したところ、昭和50年から52年までの期間に係る資料は既に廃棄されており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について不明である旨の回答を得た。

さらに、G社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、昭和50年1月30日から52年7月15日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に申立人の名前は確認できず、健康保険整理番号にも欠番が無い。

なお、申立期間⑤のうち昭和50年6月20日から同年12月26日までの期間については、D社とは別の事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

- 5 このほか、全ての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 16 日まで
A 市区町村の年金相談で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、
B 社 C 工場に勤務していた昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 16 日までの
期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。
しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間につ
いて脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る B 社 C 工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されており、オンライン記録では、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 7 か月後の昭和 41 年 3 月 29 日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時の B 社 C 工場における社会保険事務担当者に照会したところ、当時、同社においては、脱退手当金の代理請求を行っていた旨の回答が得られた。

さらに、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 9 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 9 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては、不明である旨の回答が得られた。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 6 人のうち 2 人の資格取得日が、本人が証言する入社日より 2 か月ないし 13 か月遅れていることが確認できる上、当該同僚から、申立期間当時の同事業所の全従業員数は、100 人ないし 120 人であった旨の証言が得られたところ、申立期間に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者は、多い時でも 49 人であったことが確認できることから、同事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人と勤務地と仕事内容が同一であったとする同僚及び申立期間当時の社会保険事務担当者は、存命していないため、照会することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申

立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。